

第一東京弁護士会 年末年始について(令和元年度)

【弁護士会館】

1. 年末について

- ① **事務局一般業務** **12月27日(金) 正午まで**
- ② 23条の2照会請求申請 12月26日(木) 午後4時まで
※年内に審査を希望される方は12月25日(水)までに申請してください。
12月26日(木)受付分は翌年1月6日(月)の審査となります。
- ③ 図書室業務 12月25日(水)まで平常どおり(午後4時45分まで)
- ④ 11階面談室使用 12月26日(木)まで平常どおり(午後6時まで)
- ⑤ 貸室使用 12月26日(木)まで平常どおり(午後8時まで)
- ⑥ 法律相談業務〔霞が関相談センター〕12月27日(金)まで平常どおり
- ⑦ 国選業務〔法テラス霞が関〕 12月27日(金)まで平常どおり(午後5時30分まで)
- ⑧ 未決拘禁者とのテレビ電話 12月26日(木)まで(予約も26日まで)
※12月26日の接見分の予約は、12月25日(水)の午後3時まで。
※12月26日の予約受付(午後3時まで)は、1月6日の接見分の予約です。
- ⑨ 未決拘禁者とのFAX通信
FAX送信(弁護士会→拘置所) 12月24日(火)まで
※24日に発信希望の場合の受付は、12月23日(月)午後5時まで
FAX受信(拘置所→弁護士会)最終日は、12月26日(木)
- ⑩ 法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕
12月25日(水)まで平常どおり(午後5時まで)
※FAXによる申請は12月27日(金)まで。

2. 年始について

- ① **事務局一般業務** **1月6日(月)から平常どおり**
- ② 23条の2照会請求申請 1月6日(月)から
- ③ 図書室業務 1月14日(火)から平常どおり
- ④ 11階面談室使用 1月6日(月)から平常どおり
- ⑤ 貸室使用 1月6日(月)から平常どおり
- ⑥ 法律相談業務〔霞が関相談センター〕 1月6日(月)から平常どおり
- ⑦ 国選業務〔法テラス霞が関〕 1月6日(月)から平常どおり(事件閲覧は6日から)
- ⑧ 未決拘禁者とのテレビ電話 1月6日(月)から(予約も6日から)
- ⑨ 未決拘禁者とのFAX通信
FAX送信(弁護士会→拘置所) 1月7日(火)から
※7日に発信希望の場合の受付は、1月6日(月)午後5時まで
FAX受信(拘置所→弁護士会) 1月6日(月)から
- ⑩ 法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕 1月6日(月)から平常どおり

【多摩支部】

1. 年末について

- ① 事務局一般業務 12月27日(金) 正午まで
※当番弁護士業務は 12月26日(木)まで平常どおり
- ② 法律相談業務 12月27日(金)まで平常どおり(八王子・立川・町田相談)
※八王子相談も午後で終了(夜間相談なし)

2. 年始について

- ① 事務局一般業務 1月6日(月)から平常どおり
- ② 法律相談業務 1月6日(月)から平常どおり(八王子・立川・町田相談)